

特別養護老人ホーム第二白水荘 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人東根福祉会が設置運営する特別養護老人ホーム第二白水荘（以下「第二白水荘」という。）において実施する指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員の基準及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適正な施設介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 第二白水荘において事業に携わる職員は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置き、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理及び療養上のお世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 第二白水荘は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 第二白水荘は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|--------|---------------------|
| （１）名 称 | 特別養護老人ホーム第二白水荘 |
| （２）所在地 | 山形県東根市大字蟹沢 897 番地 1 |

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 第二白水荘に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、必要によって定数を超えた職員及び臨時職員を置くことができる。

- （１）施設長 1 名（常勤兼務、同一敷地内の他の事業所の職務に従事）

施設長は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- （２）生活相談員 1 名以上

生活相談員は、利用者の心身状況、その置かれている環境の的確な把握に努め、利用者及び家族に対し、その相談に応じ必要な助言、援助を行う。

- （３）介護支援専門員 1 名以上

介護支援専門員は、利用者からの相談に応じその心身等の状況に応じ適切なサービスが利用できるように、利用者の介護サービス計画を作成し、並びに要介護等の認定・更新等の申請にかかる必要な援助を行うとともに、市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(4) 看護師 3名以上(常勤換算)

看護師は、利用者の健康状況に注意し、必要に応じ健康保持のための措置を行う。

また、保健衛生指導及び利用者、職員の健康管理と衛生管理を行う。

(5) 介護員 27名以上(常勤換算)

介護員は、利用者への日常生活上の各種サービスの提供及び介護全般を行う

(6) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、利用者の食事形態を明確に把握し、利用者の給食献立及び食事摂取状況の把握並びに栄養指導・調理業務の指導を行う。また、そのための調理委託業者との調整を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状態に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(8) 医師 1名以上(嘱託)

医師は、利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための健康管理全般を行う。

(利用定員)

第5条 第二白水荘の利用定員は、80名とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。ただし、供与するサービスの内容は、利用者の心身状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう施設サービス計画に基づき必要と認められるものとする。

(1) 介護

(2) 食事の提供

(3) 相談及び援助

(4) 教養、娯楽設備の提供及びレクリエーション

(5) 社会生活上の便宜の供与等

(6) 機能訓練

(7) 健康管理

(8) 前各号に掲げる事項に必要な事項

(施設介護計画の作成)

第7条 施設サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望等を十分把握し、個別に施設介護計画を作成する。

2 施設介護計画の作成、変更の際には、利用者に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。

3 利用者に対し、施設介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を実施する。

(利用料及びその他の費用の額)

第8条 本事業サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものと
し、当該サービスが法定代理受領サービスである場合に利用者が負担する額は、その1割又
は2割、もしくは3割の額とする。

2 前項に規定する利用料金の他、次の各号に掲げる費用は、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | | |
|-------------|-------------|--------------------------|
| (1) 食費及び居住費 | 食 費 (1日あたり) | 1, 7 4 0 円 |
| | 居住費 (1日あたり) | 従来型個室 1, 2 3 1 円 |
| | | 多床室 9 1 5 円 |

(但し、特定負担限度額認定を受けたものは、その額を限度とする)

(2) 旅行、外出、その他希望により参加する特別行事等で必要とされる費用、所用額
実費

(3) 理容・美容代 実費

(4) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用にあつて、その利用者に負担させ
ることが適当と認められるもの。 実費

(5) 金銭管理費 月額 2, 5 0 0 円

3 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はそ
の家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければ
ならない。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名し、押印するものとする。

4 利用料の支払いは、現金又は口座振替により、指定期日までに受ける。

(サービス利用に当たっての留意事項等)

第9条 施設の利用に当たって利用者及び家族は、次の各号に掲げる事項について留意するこ
ととする。

- (1) けんか、口論、騒音その他他人の迷惑になる行為は行わないこと。
- (2) 関係職員の指示に従い、規則を守り、相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよ
うに努めること。
- (3) 整理整頓、その他環境衛生の保持に協力するよう努めること。
- (4) 外出、外泊については、行き先、帰宅時間等を職員に申し出ること。
- (5) 施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動を行わないこと。
- (6) 来訪者は、面会時間を厳守して面会を行うこと。
- (7) 健康増進法により、敷地内禁煙とする。
- (8) 飲酒は禁止とする。
- (9) 施設内へのペットの持ち込み及び飼育は禁止する。

2 利用者及び家族は、故意又は過失によって設備、備品等に損害を与え、又は無断で備品の
形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は現状に回復する責を負うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業所は、サービス提供を行っているときに、入所者の病状の急変、その他緊急事
態が生じたときは、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て事業所が定めた配

置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法に速やかに対応することとする。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、年 2 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条 事業所は、感染症や自然災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 事業所は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 事業所は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒が発生し、又はまん延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対応等に関する手順」に沿った対応を行うこととする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 事業所は、事故の発生又はその際は再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報

告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するものとする。

(身体拘束等)

第15条 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。また、管理者をこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 事業所は、前項の身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第17条 提供した介護老人福祉施設サービスに関する利用者又はその家族からの苦情を処理するための体制を確立する。

(損害賠償)

第 18 条 利用者に対する介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修機会を確保しなければならない。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 前項については、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

附 則 この規程は、平成 17 年 10 月 5 日から施行し、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 27 年 12 月 17 日から施行し、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行し、第 8 条 1 項に規定する 3 割負担は、平成 30 年 8 月 1 日より適用する。

附 則 この規程は、令和 2 年 3 月 12 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 2 年 6 月 4 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 この規程は、令和 3 年 6 月 3 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 4 年 6 月 2 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 5 年 3 月 9 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 この規程は、令和 6 年 6 月 6 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 この規程は、令和 6 年 9 月 12 日から施行し、令和 6 年 8 月 1 日より適用する。

附 則 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。